

鳥取縣公報

昭和十八年三月十六日
第千四百十六號

火曜日

目次

○ 告示	一頁
● 鳥取縣製茶價格査定委員會規程制定	二頁
● 繭絲調查員囑託解囑及擔當調査區變更	三頁
● 國民健康保險組合設立認可	三頁
● 被保險者證中無效	三頁
● 鳥取聯隊區徵兵署開設日割及場所	三頁
○ 彙報	
● 皇國民の鍊成	二頁
● 慰問袋を前線へ	三頁
● 其の他	

告示

◇鳥取縣告示第百二十六號

鳥取縣製茶價格査定委員會規程左ノ通定ム

昭和十八年三月十六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣製茶價格査定委員會規程

第一條 鳥取縣製茶價格査定委員會（以下委員會ト稱ス）ハ知事ノ監督ニ屬シ縣内ニ於テ生産又ハ販賣スル製茶ノ價格及規格ノ査定ヲナスト共ニ公道價格ノ嚴守勵行ニ付業者ヲ指導獎勵スルヲ以テ目的トス

第二條 委員會ハ鳥取縣茶業組合聯合會内ニ之ヲ置ク

第三條 委員會ハ委員長一名委員若干名ヲ以テ組織ス

第四條 委員長及委員ハ生産者、配給業者、消費者其ノ他學識經驗アル者ノ中ヨリ知事之ヲ囑託ス

鳥取縣公報 毎週 曜日發行（休日ニ當ル） 時ハ翌日

昭和十八年三月十六日 第千四百十六號

昭和四年四月十五日 第三種郵便物認可

00778

第五條 委員長ハ會務ヲ總理ス
委員長事故アルトキハ委員長ノ指名セル委員之ヲ代理ス
第六條 委員會ハ其ノ目的ヲ達成スルタメ左ノ事業ヲ行フ

一 複製ノ規格標準茶ノ設定

二 製茶價格査定事業實施

三 前各號ニ關聯スル事業

第七條 委員會ハ前條ノ事業ヲ施行スル爲必要ナル職員ヲ置キ委員長之ヲ任免ス

第八條 委員長ハ知事ノ承認ヲ受ケ本規程ニ定メラレタル範圍内ニ於テ事業施行規程ヲ定ムルコトヲ得

第九條 委員會ノ經費ハ農林省補助金及査定手数料ヲ以テ之ニ充ツ

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◆鳥取縣告示第百二十七號

繭絲調查員左ノ通囑託、解囑及擔當調查區ノ變更アリタリ

昭和十八年三月十六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

一 囑託及解囑

囑託繭絲調查員氏名 解囑繭絲調查員氏名 擔當調查範圍 執務場所 囑託年月日

谷 幹雄 二三 西伯郡 名和村 育所 昭和十八年三月四日

松本 寬雄 大谷 哲藏 九三 同 境町 上道村役場 同

柴本 惣一 五 米子市 第三區 同

二 擔當調查區ノ變更

繭絲調查員 新擔當調查區 舊擔當調查區 變更年月日

門脇 惠 五 米子市 第三區 蠶業取締所 二三 西伯郡 名和村 昭和十八年三月四日

◆鳥取縣告示第百二十八號

左ノ通國民健康保險組合ノ設立ヲ認可セリ

昭和十八年三月十六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

一 組合ノ名稱 鳥取市國民健康保險組合
二 事務所ノ所在地 鳥取市西町二百九十番地

00779

三 組合ノ地區 鳥 取 市
四 認可ノ年月日 昭和十八年二月二十七日

◆鳥取縣告示第百二十九號

健康保險法施行規則第三十二條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス

昭和十八年三月十六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

被保險者證記號番號	被保險者名	工場事業場又ハ事務所所在地並名稱	無効トナリタル年月日
米よる 四八八	井田 重行	米子鍛工株式會社	一七、一、一七
米ひ 四六〇	永島松次郎	日ノ丸自動車株式會社 米子支社	一八、二、一五
鳥につ 一二五	野口 茂雄	日本通運株式會社 鳥取支店	一八、二、一三
米につ 二七〇	松原 利夫	同 米子支店	一七、九、一〇
氣ささ 二三	高原 長平	山陰砂礦寶木製鍊工場	一八、二、一〇
岩いは 一〇八	岩谷 亦市	鳥取縣瓦工業組合	一八、二、二六
鳥あわ 五八二	野村 義雄	旭製紙株式會社	一八、二、二三
職 六一	池内はるこ	株式會社 丸由百貨店	一八、二、一五

◆鳥取縣告示第百三十號

鳥取縣女子師範學校本科卒業生左記ノ者ニ對シ昭和十八年三月十三日頭書ノ免許狀ヲ授與セリ

昭和十八年三月十六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

種 別	氏 名
國民學校訓導	荒 松 美譽子
同	有 田 愛 江
同	磯 江 一 惠
同	岩 崎 梅 乃
同	太 田 富 美 子
同	門 脇 龜 代
同	河 越 す み ゑ
同	佐 伯 リ ヅ 子
同	佐 々 木 綾 子
同	墨 土 八 重 子
同	竹 内 邦 子
同	戸 崎 和 子
同	中 野 光 枝

00782

一 徵兵検査場所並ニ日割

徵兵署	検査月日	検査ヲ受クベキ町村
東伯郡倉吉町 成徳國民學校	四月二十二日	淺津村、橋津村、舎人村、社村
	四月二十三日	三徳村、竹田村、花見村、 東郷組合村、 松崎
	四月二十四日	西郷村、小鹿村、離手村、古布庄村
	四月二十五日	南谷村、入橋町、赤碓町、上郷村
	四月二十六日	大誠村、中北條村、下郷村
	四月二十七日	榮村、下北條村、以西村
	四月二十八日	泊村、高城村
	四月三十日	長瀬村、宇野村、下中山村、由良町
	五月一日	北谷村、安田村、成美村
	五月二日	矢送村、旭村、山守村

五月三日	日下村、上中山村、浦安町、上北條村
五月四日	三朝村、小鴨村、上小鴨村
五月五日	倉吉町(舊上灘區ヲ除ク本年適齡者)
五月六日	倉吉町(舊上灘區ノ本年適齡、前年 假決者、入寄留者令第七條志願者)

二 整理徵兵署日割並ニ場所

日割	場所
八月三十日午前九時	鳥取市 鳥取縣會議事堂

備考

- 一 身体検査ノ爲ノ集合ハ午前七時三十分、検査開始ハ午前八時トス但シエツキス線検査ハ各前日午後一時ヨリ之ヲ施行ス
- 二 町村兵事係ハ集合時限直前ニ壯丁ノ人員點檢ヲ行ヒ本人出頭ノ有無ヲ確メ其ノ結果ヲ徵兵署東伯地方事務所係官ニ報告スルモノトス
- 三 令第七條志願者ノ身体検査ハ現住地町村ノ壯丁ト共ニ之ヲ施行ス

00783

◇徵兵告示第三號

昭和十八年徵兵署並ニ整理徵兵署開設日割及場所左ノ通定ム

昭和十八年三月十六日

鳥取縣氣高地方事務所長

地方事務所官 塩谷久治

一 徵兵検査場所並ニ日割

徵兵署	検査月日	検査ヲ受クベキ町村
氣高郡寶木村 寶木國民學校	五月八日	神戸村、大和村、美穂村、大正村
	五月九日	東郷村、明治村、豊實村、吉岡村、 末恒村
	五月十日	松保村、千代水村、湖山村、大郷村
	五月十一日	寶木村、酒津村、瑞穂村、鹿野町
	五月十二日	勝谷村、正條村、逢坂村、小鷲河村 日置谷村
	五月十三日	青谷町、日置村、中郷村、勝部村

二 整理徵兵署日割並ニ場所

日割	場所
八月三十日午前九時	鳥取市 鳥取縣會議事堂

備考

- 一 身体検査ノ爲ノ集合ハ午前八時、検査開始ハ午前八時三十分トス但シエツキス線検査ハ各前日午後一時ヨリ之ヲ施行ス
- 二 町村兵事係ハ集合時限直前ニ壯丁ノ人員點檢ヲ行ヒ本人出頭ノ有無ヲ確メ其ノ結果ヲ徵兵署氣高地方事務所係官ニ報告スルモノトス
- 三 令第七條志願者ノ身体検査ハ現住地町村ノ壯丁ト共ニ之ヲ施行ス

◇徵兵告示第四號

昭和十八年徵兵署並ニ整理徵兵署開設日割及場所左ノ通定ム

昭和十八年三月十六日

鳥取縣日野地方事務所長

地方事務所官 長尾峯好

00784

一 徴兵検査場所並ニ日割

徴兵署	検査月日	検査ヲ受クベキ町村
日野郡黒坂町 黒坂國民學校	五月十六日	阿尾郷村、大宮村、山上村、二部村、黒坂町
	五月十七日	福築村、多里村、石見村、日野上村
	五月十八日	米澤村、江尾村、神奈川村、日野村、根雨町
	五月十九日	日光村、八郷村、溝口町

二 整理徴兵署日割並ニ場所

日割	場所
八月三十日午後一時	鳥取市 鳥取縣會議事堂

備考

一 身体検査ノ爲メ集合ハ午前七時三十分、検査開始ハ午前八時トス但シチツキス線検査ハ各前日午後一時ヨリ之ヲ施行ス

二 町村兵事係ハ集合時限直前ニ壯丁ノ人員點檢ノ行ヒ本

入出頭ノ有無ヲ確メ其ノ結果ヲ徴兵署日野地方事務所 係官ニ報告スルモノトス

三 令第七條志願者ノ身体検査ハ現住地町村ノ壯丁ト共ニ之ヲ施行ス

◆徴兵告示第五號

昭和十八年徴兵署並ニ整理徴兵署開設日割及場所左ノ通定ム

昭和十八年三月十六日

鳥取縣西伯地方事務所長

地方事務官 山本 傳藏

一 徴兵検査場所並ニ日割

徴兵署	検査月日	検査ヲ受クベキ町村
米子市 養方國民學校	五月二十一日	彦名村、崎津村、渡村
	五月二十二日	境町、上道村、和田村
	五月二十三日	外江村、餘子村、大篠津村
	五月二十四日	中濱村、富益村、夜見村

00785

二 整理徴兵署日割並ニ場所

日割	場所
五月二十五日	成實村、天津村、大國村、長田村、東長田村、法勝寺村
五月二十六日	手間村、賀野村、尙徳村、五千石村、大幡村
五月二十八日	幡郷村、縣村、春日村、大高村、巖村
五月二十九日	日吉津村、大和村、淀江町
五月三十日	宇田川村、高麗村、所子村、大山村
五月三十一日	庄内村、名和村、御來屋町、光徳村、逢坂村

日割	場所
八月三十日午後一時	鳥取市 鳥取縣會議事堂

備考

一 身体検査ノ爲メ集合ハ午前七時三十分、検査開始ハ午前八時トス但シチツキス線検査ハ各前日午後一時ヨリ之ヲ施行ス

◆徴兵告示第六號

昭和十八年徴兵署並ニ整理徴兵署開設日割及場所左ノ通定ム

昭和十八年三月十六日

鳥取縣岩美地方事務所長

地方事務官 上 篤 政 隆

一 徴兵検査場所並ニ日割

徴兵署	検査月日	検査ヲ受クベキ町村
岩美郡岩井町 岩井國民學校	六月十三日	倉田村、面影村、米里村、津ノ井村、成器村
	六月十四日	宇倍野村、大茅村、蒲生村
	六月十五日	岩井町、小田村、本庄村、東村、田後村
	六月十六日	浦富町、網代村、大岩村、福部村

二 整理徵兵署日割並ニ場所

日割	場所
八月三十一日午前十時	鳥取市 鳥取縣會議事堂

- 備考
- 一 身体検査ノ爲ノ集合ハ午前七時三十分、検査開始ハ午前八時トス但シエツキス線検査ハ各前日午後一時ヨリ之ヲ施行ス
 - 二 町村兵事係ハ集合時限直前ニ壯丁ノ人員點檢ヲ行ヒ本人出頭ノ有無ヲ確メ徵兵署岩美地方事務所係官ニ報告スルモノトス
 - 三 令第七條志願者ノ身体検査ハ現住地町村ノ壯丁ト共ニ之ヲ施行ス

◆徵兵告示第七號

昭和十八年徵兵署並ニ整理徵兵署開設日割及場所左ノ通定ム

昭和十八年三月十六日

鳥取縣入頭地方事務所長

地方事務官 森 中 豊 治

一 徵兵検査場所並ニ日割

徵兵署	検査月日	検査ヲ受クヘキ町村
鳥取市	六月十九日	賀茂村、安部村、西郷村、之村

二 整理徵兵署日割並ニ場所

日割	場所
八月三十一日午前十時	鳥取市 鳥取縣會議事堂
六月二十日	國中村、中私都村、上私都村、佐治村
六月二十一日	船岡村、大伊村、丹比村
六月二十二日	國英村、八東村、池田村
六月二十三日	智頭町 (那岐區ヲ除ク)
六月二十四日	智頭町 (那岐區) 社 村、河原町、準村
六月二十五日	若櫻町、大御門村、下私都村
六月二十六日	山郷村、散岐村、用ヶ瀬町、大村

備考

- 一 身体検査ノ爲ノ集合ハ午前七時三十分、検査開始ハ午前八時トス但シエツキス線検査ハ各前日午後一時ヨリ之ヲ施行ス
- 二 町村兵事係ハ集合時限直前ニ壯丁ノ人員點檢ヲ行ヒ本人出頭ノ有無ヲ確メ其ノ結果ヲ徵兵署入頭地方事務所係官ニ報告スルモノトス
- 三 令第七條志願者ノ身体検査ハ現住地町村ノ壯丁ト共ニ之ヲ施行ス

彙報

皇國民の鍊成

新しい日本教育の本質 生きた教育は鍊成に待つ

近來我が國に於て、獨り教育界ばかりでなくあらゆる方面に「鍊成」といふ言葉が盛んに使用せられてゐるが、この「鍊成」といふ言葉は最もよく日本教育の本質をいひ表はしてゐるのであつて、新らしく制定せられた國民學校令の第一條にも

「國民學校ハ皇國ノ道に則リテ初等普通教育ヲ施シ國民ノ基礎的鍊成ヲ爲スヲ以テ目的トス」

と規定せられて居り、新らしい國民教育の本質を表はす言葉として採用せられてゐるのである。

文部省に於てこの「鍊成」とか「國民鍊成」といふことをいふやうになつたのは既に十年前程前、即ち昭和八、九年の交學生の思想調査等について教育改善の方途が研究討議せられた頃からのことで、その後教學刷新評議會が設置せられ、さらに近く教育審議

會が開れるに及んでその意味が益々深められるに至つた。殊に支那事變が勃發して國內並に國際情勢が急激に變化し、皇國の世界的使命が漸く明かになるにつれ、これに即應して皇國の道に則り鞏固な精神力と強靱な体力を鍊磨し、この世界的轉換期に處するに相應しい實行力の旺盛な國民を練り上げなければならぬといふ要望から、盛んにその強調を見るやうになつたのである。

そもこの國民學校令には「皇國民の鍊成」といふことは、正しい意味の日本教育といふことであつて、具体的には皇國の道に徹し、國民として充分なる資質を具備した人間を育成するといふことである。そしてこれを「教育」といはないで「鍊成」といつてゐるのは、そこに具体的な教育の方法を指示し表現されてゐる爲であつて、かくて新らしい國民教育は「鍊成」といふ方法によつて初めて成就される所以を端的に表明されてゐるのである。

我が國の教育は「教育ニ關スル勅語」に昭かにされてゐる通り尊嚴なる我が國體に淵源し、皇運を扶翼し奉るべき有爲なる國民を鍊磨育成するを以て本旨としてゐるのであつて、その根源には強い日本世界觀の把握といふことが要請せられてゐるのである。即ちそれはどこまでも日本としての自覺をもつことが必要なのである。

00789

しかもこの日本人としての自覚を深く掘り下げて考へて見るならば、その根柢には「物心一如」「身心一体」などといふ凡そ歐米人の分析的、抽象的考へ方からは到底理解することの出来ぬ深いものがある。これは日本人の自然観の中に明らかに認められるところであつて、その日常生活の各場面に於て常に具体的に現れてゐるのである。「錬成」といふ方法が最もよく日本教育の本質を表はしてゐるといふのは、實にこの日本人の平常の生活態度から、最も深く反省せられた自覚の根柢にまで一貫して存するところの、「物心一如」「身心一体」の考へ方に立脚してゐるからである。

即ち物心は一如であり、身心は一体であるから、心に得たことは必ず身に行ひ、身に行ふことは必ず心に得て、知識技能が眞に身につく、知識と實行とが一つになつて、學問と生活とが相應するのであり、無限の向上發展が期待せられるのである。それが即ち「錬成」なのである。

古來の日本の教育を考へて見ると、單なる學問とか單なる知識といふものは空理空論として排斥せられ「論語讀みの論語知らず」として非常に卑しめられてゐたのであつて、例へば、往時の種々の職業の内弟子或は徒弟といはれたものに對する教育にしても、また武藝などの修業にしても單なる技、藝能だけでは、まらぬ小

手先の技として却けられ、それらがすべて道の体得として教育せられてゐたのである。我々はこゝに日本教育の無限の味ひを感じるのであつて、實によく「身心一体」の上に立つ「學行一体」といふ精神が物語られてゐるのである。

然るに明治以來歐米の學問が輸入せられて、いつの間にかこの深い味ひを持つた日本教育の眞諦が忘れられ、身につかない空理空論を弄ぶ風が横行し、徒らに歐米を模倣する傾向が勢を得て、まことに歎はしい情勢に立ち至つたのであつて、この弊を救ひ、學ぶ所すべて人格の力となるやうな日本教育の眞の姿に立ち歸らせようとして叫び出されたのがこの「錬成」なのである。

それは傳統的な日本教育のあるべき姿を再現し、日本人の學問研究を眞に生きた研究たらしめようとする方法であつて、従つて知識技能が眞に身につく、學問が生きた學問となり、教育が生活に即して行はれる爲には、即ち眞に「錬成」が行はれる爲には、その指導者たり教導者たるべき人は自らその知識技能を身に体得し學問を生かしてゐる人でなければならぬ。それには決して從來あつた如く學校や、書物で學んだ知識を教壇の上から述べるといふのでなく、どこまでも生徒と一緒に手を取り足を運んで指導しなければならぬのである。かくして初めて生徒をして眞に身についた知識技能を習得せしめることが出来、自らも

00789

またかくすることによつて益々知識技能を錬磨すると共に、指導者としての力量識見をいよゝ深く高めることが出来るのであつて、このやうにして教師と生徒とが一体となつて身心を鍛錬し、徳性を研磨してやるのが即ち「錬成」であり、そして日本教育の傳統的な教育方法なのである。

かう考へて見ると、從來往々にして考へられた單に知識の傳達を以て能事終れりとする如き教育観は正しい意味の日本教育ではないのであつて、學行一体の教育即ち「錬成」こそが本當の教育であることがわかる。

従つて「國民錬成」とは決して特殊な「運動」や「行」をすることではなく、眞に國民をして國民たらしめるところにあるのである。即ち初めにいつたやうに、皇國の道に則りて日本世界觀を体得し、強固な實行力を以て天壤無窮の皇運を扶翼し奉るべき、眞に有爲なる國民を錬磨育成するにある。かくすることによつて國力の根基が培養せられ、眞の國力の充實が期待せられるのである。

いふまでもなく今や我が國は世界動亂のさ中に立ち、東亞の安定を確保し、大東亞の指導國家として東亞に於ける米英の舊秩序を打破して、八紘爲宇の大御心を世界に光被せしめ、以て道義世界を建設すべき重大使命を擔つてゐるのであるが、この歴史的大

使命を遂げる爲には、我々國民は燃ゆるが如き愛國心、下に臣子の道を實踐躬行し、進んで他を導いて行く力量と識見とを必要とする。そしてこの力量と識見とを体得する爲にはこの「皇國民錬成」こそ最も必要な方途でなければならぬ。冀くば教師も生徒も、否すべての國民が「錬成」の眞意義に徹して、専心協力日本教育の本質顯現に邁進されんことを要請する次第である。

慰問袋を前戦へ！

將兵の心を心こして

第一線にあつて一身を鴻毛の輕きに比し、只管御國のために日夜敢闘を續けてゐる將兵を慰問することは我々銃後の國民の務めである。

而して前線將兵が最も待ち望んでゐるものは銃後からの熱誠溢れる激勵慰安の言葉であり慰問品である。

之がために縣では十七年度に一家庭から必ず一箇以上の慰問袋を作成するやう要望し、其の結果は豫期以上の好成績を収めることが出来た。依つて十八年度に於ても次の要項に依つて慰問袋を發送することとなつたので、縣民各位は前線將兵の心を心として

00790

一袋でも多くの慰問袋を作成せられるやう切望する次第である。

一、慰問品收容袋の購入に付て

イ、慰問品收容袋は軍部の指示に依つて鳥取市元魚町一丁目鳥取縣纖維製品配給統制株式會社で配給することになつてゐるので、市町村では購入希望者を取纏めて直接同會社へ申込むこと

ロ、申込書には配給上必要があるから所要員數並に使用月日等を記入すること

ハ、配給の關係上要求に應じ難い場合があるので成るべく早く申込まれたい。若し萬一配給が出来ない場合は地元にて作成し、供出期日に支障を生ぜしめないやう適當な處置を講ずること

ニ、本袋は軍部で統制發送する慰問袋用であるから他に流用しないこと

ホ、袋の代金は未定であるが、大体一箇が三十錢見當の豫定である

二、内容品其の他に付て

イ、内容品は物資の統制強化に伴つて之が作成が困難な折であるから、從來の如き食料品と云ふやうな觀念を是正して精神、慰問に重點を置き、次のやうな品物の中から之を選ん

で作成し、一箇當りの價格を二圓見當とすること

- 手拭、齒磨粉、齒刷子、石鹼、ハンケチ、塵紙、便箋、封筒、私製葉書、繪葉書、手藝品、兒童作品、雜誌、新聞、書籍、寫眞、文房具、藥品類(仁丹、テリアカ、寶丹、メントム、外傷藥、ガ一ゼ、繃帶、脫脂綿等)、長期間變質シナイ菓子類、檀草、勝栗、煎豆、カキ餅、氷砂糖、糯詰、干芋、干柿、酒類、諸飲料、茶、コーヒ、紅茶、干魚類、碁將棋、卓球具、運動用具、娛樂具、お守、千人針、剃刀、理髮具、扇子、團扇、耳搔、妻湯子、マスク、手袋、靴下、襪、腹巻、チョッキ、花、野菜等ノ種子、蠅取粉、蚤取粉、蚊取線香、針、糸、靴底、刷子、履物類

ロ、内容品中には慰問文を必ず封入し且つ慰問袋に住所氏名を記入すること

尚ほ慰問袋の作成月並に各郡市に於ける慰問袋の最低當割數は次の通りである。

市郡別	作成月	割當數
鳥取市	六月、七月	八、六〇〇
米子市	十月、十一月	八、〇〇〇

00791

美郡	四月	四、四九〇
八頭郡	四月、五月、六月	八、五四〇
氣高郡	七月、八月	六、〇五〇
東伯郡	九月、十二月	一六、一一〇
西伯郡	一月、二月、三月	二二、四六〇
日野郡	三月	五、一五〇
計		七〇、〇〇〇

◎ 行旅死亡人

北海道濱益郡濱益村長ニ於テ左記行旅死亡人取扱ノ旨申出有之候條心當ノ向ハ直接同村長宛照會相成度

- 一、本籍、住所、氏名、職業不詳
- 二、年齢、性別 五十歳位男
- 三、死亡ノ種別 昭和十七年九月四日濱益村大字群別村字幌濱 中海岸ニ漂着ニケ月以上六ケ月以内ニ死亡ノモノト推定
- 四、人相、著衣 腐爛ニ依リ不詳ナルモ身長五尺四寸内外、上顎義齒一本(金齒)コットン製薄茶色多シヤツ 胸巻、(紺或ハ國防色)サージ製ズボン、褐色皮製バンド

五、假令年月日及場所

九月四日 濱益村字幌共同墓地

長崎縣北松浦郡江迎町長ヨリ左記ノ通行旅死亡人取扱タル旨報告有之候條心當ノ向ハ直接同町長宛照會相成度

- 一、本籍、現住所、身分、職業、氏名不詳
- 一、性別、年齢、人相、特徴 女子、推定五十歳位、丈四尺八寸位、中肉長顔、鼻高、頭髮黑其ノ他並、左足關節ノ所ニ屬稱坐リダコノイボアリ
- 一、著衣遺留品 赤ネル襦袢ノ上ニカスリ裕ヲ著シ其ノ上ニ木綿ノ袴、尙其ノ上ニラシヤ半纏ヲ著ス、腰巻ハ紫色模樣ヲ著ス、遺留品ナシ
- 一、死亡年月日 昭和十七年十二月六日午前八時頃發見(死体檢案書ニハ墜落後腦貧血ノ後凍死トアリ)
- 一、發見場所及警察ヨリ引渡ヲ受ケタル年月日 北松浦郡江迎町警防團第二分團事務所裏溝中 昭和十七年十二月六日午後一時
- 一、假埋葬年月日及場所 昭和十七年十二月六日午後五時半江迎町赤穂木行旅病死亡者墓附近ニ假埋葬ス
- 一、本人ヲ萬一死体トシテ引渡ス折ノ證明トシテ寫眞二枚撮レリ